

ようこそ『ふれあいプラザ』へ

TEL: 35-2940/FAX: 31-3531



館内使用についてご案内

1. 開館時間……………午前9時から午後10時まで
2. 休館日……………国民の祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)
3. 使用時間及び使用料(消費税込み)

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
福祉のひろば	1,650円	2,200円	2,750円	冷房使用 5割増
教養娯楽室(40名)	820円	1,320円	1,650円	
調理実習室(25名)	1,100円	1,650円	2,200円	
健康増進コーナー	各器具使用無料			暖房使用 3割増
研修室1(81名)	1,650円	2,470円	3,300円	
研修室2(42名)	820円	1,320円	1,650円	
研修室3(45名)	820円	1,320円	1,650円	

多目的アリーナ	使用時間区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	
	全面使用(400名)	3,300円	4,400円	5,500円	
	個人	大人(高校生以上)	110円	110円	110円
		小人(小・中学生)	50円	50円	50円
		回数券	大人1,100円・小人500円 (普通券11枚綴りとして10回分料金)		

※小人(中学生以下)のみでの多目的アリーナの使用は午後5時までです。夜間(午後6時以降)は、事故防止のため成人の方1名以上の同伴が必要です。

温水プール	使用時間区分	9:30~11:45	13:00~16:30	
	全面使用（50名）	3,300円	5,500円	
	個人	大人（高校生以上）	330円	330円
		小人（中学生以下）	160円	160円
	回数券	大人 3,300円・小人 1,650円 (普通券 11枚綴として 10枚分の料金)		

※各使用料に消費税 10%を含みます。

使用料の減免対象

(総合福祉センター管理条例施行規則第5条)

市条例第8条の規定による使用料の減免は、次の各号の1に定めるところによる。

- | | |
|--|-----|
| 1. 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者 | 全 額 |
| 2. 市内在住の <u>65歳以上</u> の者 | 全 額 |
| 3. 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会などに使用するとき。 | 全 額 |
| 4. 新居浜市が <u>共催する会議、講習会等</u> に使用するとき。 | 半 額 |
| 5. 新居浜市が <u>後援する会議、講習会等</u> に使用するとき。 | 3 割 |
| 6. <u>国又は県</u> が条例第3条に規定する事業に使用するとき。 | 半 額 |
| 7. 市内の社会福祉団体が条例第3条に規定する事業に使用するとき。 | 全 額 |
| 8. その他公益のために使用する場合で、市長が必要と認めるとき。 | |

*前項の規定による使用料の減免を受けようとするものは、総合福祉センター使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

